

平成 30 年 9 月 21 日

食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見募集の結果の公示について

消費者庁では、「食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：平成 30 年 7 月 6 日～平成 30 年 8 月 4 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：2 件
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

詳細は、以下の URL を御参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080046&Mode=3>

(担当) 消費者庁食品表示企画課
高橋、東
TEL：03-3507-9222（直通）
FAX：03-3507-9292

(別紙)

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>果汁が食品に含まれていても、5%未満ならば「無果汁」と表記してもよいこととなっているが、フルーツアレルギーを持つ人にとっては致命傷となる場合もある。食品によっては、果汁が5%未満でも含まれている場合で「無果汁」と大きく表示されている場合もある。薬との飲み合わせも注意する果物も存在する。原材料名に小さく記載されているものの、表記を見落とす消費者が悪いのか。何を根拠に5%となっているのか。命を守るために改善願いたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>本改正に賛成である。 その様な表示が行われるのは望ましい事であると思われた。</p>	<p>賛成いただきありがとうございます。</p>